

新庄市の総合的な財政情報について(平成18年度)

平成18年度における各会計決算及び企業決算に基づき財政状況等一覧表を作成いたしました。

これにより、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政的支援の状況も含めて、財政情報を総合的に全国統一の様式、記載要領でご覧いただけます。

表中3の「関係する一部事務組合等の財政状況」の対象は、市が加入する地方公共団体の組合すべてとなります。

表中4の「第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」の対象となる第三セクター等とは、次のとおりです。

市が出資している商法法人、民法法人及び地方三公社のうち、

- (1) 市が25%以上出資している団体
- (2) 市が財政支援(補助金、貸付金、債務保証、損失補償)を実施している団体

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 山形県 新庄市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
9,419	408	9,827

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	13,412	13,130	282	282	17,944	4	基金から121百万円繰入
普通会計	13,412	13,130	282	282	17,944	4	基金から121百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円、%)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	1,246	1,235	—	11	4,339	213	101.1	—	—	公営企業会計 (法適用企業)
簡易水道事業会計	52	52	—	—	23	8	—	—	—	公営企業会計 (法非適用企業)
公共下水道事業会計	1,452	1,450	2	2	8,928	649	—	—	—	〃
農業集落排水事業会計	88	88	—	—	794	68	—	—	—	〃
国民健康保険事業会計	4,014	3,864	150	150	—	232	—	—	—	
老人保健医療事業会計	3,535	3,513	22	22	—	268	—	—	—	
介護保険事業会計	2,489	2,427	62	61	—	319	—	—	—	
交通災害共済事業会計	12	12	—	—	—	—	—	—	—	基金から1百万円繰入

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
山形県消防補償等組合	1,103	1,093	10	10	—	4.6	—	—	—	
山形県自治会館管理組合	161	65	96	96	—	—	—	—	—	
山形県市町村職員 退職手当組合	10,085	9,805	280	280	—	3.8	—	—	—	
最上広域市町村圏事務組合	4,085	4,039	46	46	7,924	48.9	—	—	—	
山形県後期高齢者 医療広域連合	7	7	—	—	—	3.2	—	—	—	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
新庄市体育協会	0	10	10	5	—	—	—	
新庄卸売流通センター	△ 2	45	30	—	—	—	—	
東北情報センター	5	21	11	—	—	—	—	
新庄ティー・シー・エム	△ 1	4	1	1	—	—	—	
新庄市土地開発公社	1	257	5	—	—	—	—	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.50	実質収支比率	3.0
実質公債費比率	30.1	経常収支比率	99.7

- (注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3力年平均である。